

産業構造審議会知的財産分科会 第5回不正競争防止小委員会議事録

○諸永室長 お待たせいたしました。ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第5回会合を開催いたします。

ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、久貝委員、宮島委員がご欠席です。そして、オブザーバーとしまして個人情報保護委員会、知的財産戦略推進事務局、警察庁、法務省、文化庁にご出席いただいています。ご出席ありがとうございます。そしてまた、ゲストスピーカーとしまして、クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社・棚橋様、ダイナミックマップ基盤株式会社・雨谷様にご参加いただいています。ありがとうございます。

それでは、座長、よろしく願いいたします。

○岡村委員長 岡村でございます。よろしく願いいたします。

まずは審議に先立ちまして、本日の資料につきまして事務局より確認をお願いいたします。

○諸永室長 ありがとうございます。

本日の資料は、今日の審議会の後、公表させていただきたいと思います。そして、近藤委員から、机上配付で委員の方向けの資料を配付させていただいておりますので、こちらは、ホームページの公表は審議会の後もせず、投影のみという対応をさせていただきたいと思います。参考資料3は、J E I T Aからの資料でございます。そして審議会終了後、ホームページに公表させていただきます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

カメラ撮りがもしありましたら、ここまでとさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

今回の1つ目の議題は、「技術的な営業秘密の保護」につきまして、営業秘密の保護・活用に関する小委員会から議論がなされてきました、いわゆる営業秘密の不正使用に関する推定規定でございます。これはもう既に法改正済みでありますけれども、政令に委ねられていたという政令事項でありますけれども、それについての議論でございます。

2つ目の議題は、「データ利活用の促進に向けた制度について」、ゲストスピーカーの

方々をお招きしまして、データ取引の事例のプレゼンテーションを予定しております。

まずは「技術的な営業秘密の保護について」につきまして、事務局から資料の説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○諸永室長　ありがとうございます。

それでは、資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

こちらの議論は、営業秘密に関するものでございまして、今までのデータの部分とはまた離れていくわけでございますけれども、データの利活用を進めていくという第4次産業革命に向けたところに関しましては、データなどを分析したり評価したりしていく、皆様がノウハウとして守られている部分に関して、この営業秘密の部分は、前回、営業秘密小委員会で検討してまいった部分でございます。

資料3の2ページ目をご覧ください。今回、先ほど岡村座長もご説明いただきましたけれども、法律という面では、平成27年改正の際に既に導入されている部分に書かれているものでございます。その部分で、政令で定めるとございますので、その政令についての議論をいただくというふうな場でございます。

一番上の四角に書かせていただきましたけれども、こちら、営業秘密に関して民事訴訟が起きた場合の立証責任の転換が検討の対象でございます。物の生産に関しましては既にある部分でございますけれども、実際これが、物の生産に関するノウハウが実際盗まれてしまって不正取得がされた後、そして何か物をつくり続けているような場合、これを民事訴訟において立証しようとする、不正取得された相手側においては、例えば工場の中で使われているという場合は、証拠収集において不正使用に関して集めていくことは大変難しいということがございまして、このような条文が平成27年改正において導入されました。

そして、資料の真ん中に枠囲いしておりますけれども、生産方法というものに加えて同じぐらい立証が困難であるなどで対して考えられるものに関して政令で定めるというふうな部分がございますので、今回ご検討いただく次第でございます。

その前提となるところでございますけれども、こちらも物の生産と同じ考えでございまして、まず営業秘密というようなものが対象になります。そして、それが被告側によって不正取得されたこと。ここまではそもそもの前提で、取得に関する立証が行われることが前提でございます。そして③とございますけれども、それを実際に使っているのはいかというふうに疑われるような、物であれば生産されたものを販売しているであるとか、そういうことがあれば、使用に関しては推定を働かせるということを検討の対象としてい

るところでございます。

3 ページ目をご覧ください。実際の条文でございますけれども、下のほうに五条の二という記載がございます。生産方法の後ろに「その他政令で定める情報」、そしてその下、「当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産」の後ろに、「その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為」と記載しております。「政令で定める」は、今2カ所ご紹介しましたけれども、この部分が政令に委任されている部分でございます、その部分に対しての検討を進めてきたものでございます。

4 ページ目でございます。営業秘密小委の中間とりまとめの部分でございますけれども、資料の真ん中四角囲い、黄色く囲っておりますけれども、この中において、分析や解析、評価の方法を生産方法という並びで加えていこうといったところが中間とりまとめでいただいた部分でございます。

その際議論いただいた中で、ニーズであるとか外からの立証が困難だといったところでご提案いただいたのが、この化学分析方法や検査方法、画像分析方法、検査方法でございます、中間とりまとめの段階でいただいていたご意見でございます。その際に、引き続きニーズをしっかりと調べて検討を重ねていくようにございましたので、これまで半年ぐらいの間、ニーズなどを調べてまいりました。

5 ページ目でございます。こちら中間とりまとめで示した部分ではありますけれども、検討の視点で、(1)、(2)、(3)と資料の真ん中に書かせていただいておりますけれども、物の生産と同等にといったところに関しては、まず原告の立証困難性が存在することに対して、2つ目が被告の反証容易性、これは訴えられた側が、自分は使ってないという反証ができるといったところが一つの観点だとまとめられています。そして最後、3つ目でございますけれども、原告の技術と被告の行為との関連性があるといったところで、濫訴防止という趣旨が書かれている部分でございます。

このような点を踏まえまして、皆様のニーズを伺ってきたところでございますけど、6 ページ目に整理させていただいております。産業界の方々などからいただいたニーズを整理してみますと、まず資料の①、②とあるところ、こちらはニーズとして、例えば分析方法とか評価方法の中でデータそのものってどうなるのですかというご質問や、データそのものも守ってほしいというニーズをいただきました。ただ、データそのものと方法とは少し違う部分でございますので、不正競争防止法においては物という中にプログラムも含むとなっておりますので、実際に開発された物をつくる際に不可欠なデータであれば、それは

生産方法を構成すると判断できるとなりますので、データそのものというよりも、それがどういうふうに使われているのかといったところで、方法に読み込める部分は方法のほうで読み得るといったところだと思います。

そしてもう一つ、②の部分が、実際に評価方法、分析方法とともに装置の製造行為を伴う、例えば検査装置であるとか、そのようなニーズがございました。これは検査方法そのもののつくり方にノウハウがあるのであれば、既に現行の条文であるような物の生産でいけるといいますし、また、今日ご提案させていただきます分析方法、評価方法といった、その方法を使つての物の生産といったところであれば、今回の政令を定めることによって、その部分が拾えるのではないかと考えております。

次に7ページ目でございます。いただきましたニーズのご紹介をさせていただきます。(a)から(g)まで書かせていただきましたけれども、まず分析方法のところでは化学的な分析、こちらは前回営業秘密小委員会でも経団連の池村委員からご紹介いただきましたけれども、生体分析といったところ、同等なニーズといったところも複数集まっている部分でございます。

そして(b)、(c)、(d)については、データを使いながら、それで分析や予測を行っていくというような、この部分のノウハウを守ってほしいというニーズでございました。そして(e)、(f)に記載している画像といったところが営業秘密小委員会でも扱ってきた部分でございますが、その画像を分析していく、評価していくノウハウを対象としてほしいというニーズをいただきました。そして(g)についてでございますけれども、グラフィカルモデリングのようなところで、実際に多変量のものを1つの画面で2次元に映し出すことは大変難しいところでございますけれども、そちらのほうを画面上にあらわすようなノウハウに関して方法が集まっているというご意見をいただきました。こちら、評価して結果を示すという部分に該当するのではないかと考えています。

そして、使用が明らかな行為といったところで、このような評価した結果物の提供を明らかな行為としてほしいというニーズをいただきました。

次に8ページ目でございます。以上のような結果を踏まえまして、論点1として、追加すべき技術上の秘密に関しましては、資料の真ん中四角囲い、太字になっているところの一番下、分析方法、評価方法——評価方法の中に予測を含むといったところで整理させていただきたいと考えております。

その下、注意書きとして書かせていただきましたが、これは生産方法の部分についての

解釈を示しているものでございますけれども、物の生産であれば、実際にその方法全てというわけではなくて、その生産工程におけるエネルギーや原材料の投入量が減るような部分であったり、そういうふうなところが一体不可分であるとか、そして、それと同等といったところで評価している部分でございますので、今回の分析方法、評価方法に関しましても、分析方法、評価方法に直接寄与する部分のみならず、精度や効率を高める技術も含まれると解していきたいと思っています。

次に9ページ目でございます。論点の2つ目でございます。どのような行為を「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」として追加するかといったところでございますけれども、物の生産と同じように、資料に記載の①、②という観点をもとにしたいと思っています。

まず①でございますけれども、こちらは「原告の営業秘密に属する技術を用いて製造される製品の機能、品質、コスト等」、そのところが競合他社との差別化の要因となっているといったところを対象とすると定められております。こちらも今回同様な考えを用いていきたいと思っておりますので、汎用的な技術というよりも、差別化の要因になっているようなコア技術のようなものを対象としたいと思っています。

2つ目でございますけれども、ちょっと①とは観点がずれる部分でございますけれども、全く同一の製品をつくるというのみならず、生産に寄与する部分といったところで、全体のうちの一部に関しても、取得されて使用されているといった対象にしていきたいと考えています。

このような物の生産に関して適用されている①と②の考え方を、今回、分析方法、評価方法の部分に関しても同じように考えまして、①、②を一番下に示させていただきました。

こちらは、①といたしまして競合他社との差別化の要因となるような分析、評価技術を対象とするといったところと、全く同一の情報だけではなくて、その中の一部であるとか、そんなところも対象としていくといったところを示させていただきました。

次10ページ目でございます。具体的にどのような形で示していくのか。こちら、政令で定めていた案はこれから条文など詰めていくところでございますけれども、このようなことを対象としたいということでございまして、生産方法に関して、その下に分析方法と評価方法、この2つを示していきたいと思っています。そして、「使用したことが明らかな行為」に関しましては、生産方法のほうが「生ずる物の生産」に対しまして、今回この分析方法、評価方法は、分析や評価によって生まれた結果、この情報を提供するといっ

たところを推定する際の明らかな行為として定めていきたいと思ひます。

そして、もともとのニーズで上がったところのご説明をしましたけれども、こちら、例えば分析方法、評価方法みたいなところから何か検査キットのようなものをつくっていく場合は、この上の物の生産のほうに行為としてはリンクするのでしょうかし、あと分析方法、評価方法を使ってプログラム、ソフトウェアをつくったような場合も、この物の生産というふうなところにリンクしていくのではないかと考えています。

そして、よくいただく質問としまして、被告の反論の事項で、資料の(3)の部分、訴えられた場合において被告側が、自分は使っていないということに関しては、使用してないこと、被告の独自の技術を用いていることを反証していけば、反証になることを示させていただきます。

そしてまた、資料の一番下に注意書きを書かせていただきましたけれども、立証過程においてはインカメラ審理であるとか閲覧制限が対象となることを明記させていただきました。

11ページ目、最後のページでございますが、これは前回池村委員からご説明いただいた部分を我々で模式化したものでございます。血液を例えば収集して、少しの血液を増量させて感度を上げて分析を行って、それを評価していく、その評価結果をユーザーの方に提供していくといったところに関しては、これが評価方法だとみれば、評価をした結果の提供、分析方法であれば、分析結果を提供していくといったところが当たり得るのではないかと示させていただきます。

一番下の物の部分に関しましては、これは現行ある部分でございますけれども、生産方法と製品の提供を示させていただいている次第でございます。

こちらをご説明させていただきましたけれども、今日、ぜひこの分析方法、評価方法を加えながらの議論に関して討議いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。

それでは、先ほどの事務局からの説明につきまして討議に入らせていただきたいと思ひます。どの点からでも構いませんので、ご意見、ご質問がありましたら、いつも同様、名札を縦にさせていただいてお願ひしたく存じます。では、まず矢口委員、お願ひいたします。

○矢口委員　どうもありがとうございます。

今回の件につきまして何点かお願ひがございます。まず1点目なのですが、不正

競争防止法5条の2の「技術上の秘密のうち政令で定める情報」とされているものにつきましては、分析方法と評価（予測）方法の全てを含むのか、あるいは事務局案で列挙されています「疾患の可能性等を評価（予測）する方法」ですとか、「機器の稼働状況を評価（予測）する方法」などに限定されているのかということについて教えていただければと思います。仮に列挙されたものに限定されるという場合には、法文上どのような文言をもって限定するのかについてもお聞きしたいなと思っております。

このように申しますのは、民事訴訟法上、立証責任が転換される場合というのはかなり例外的でありまして、また立証責任が転換されるということは訴訟の勝敗にも直結するほど重要な結果を招くものでありますので、立証責任が転換される範囲に直結する事項につきましては、文言上明確にされるべきと考えているためです。

2点目ですが、推定規定の前提事実としまして、原告が立証すべき「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」として政令で定める行為ということにつきましては、事務局案では、「当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる情報の提供」とされております。この点は法律や政令の定め方にもよるかもしれないのですけれども、推定規定が広範に適用されますと、立証責任が転換される場合も広くなりますが、その場合、被告の立証の負担が重くなります。本来は立証責任を転換するのが適切ではないと裁判所が考えている事案におきましても、広範な推定規定があり、かつ前提事実が認められた場合には被告が立証責任を負担することになりますので、その場合、結論的にも相当でない結果が生ずる場合もあり得るかなと懸念しております。

やはり前提事実、本件に即していいますと、一定の分析方法ですとか一定の評価（予測）方法を使用する行為によって生ずる情報の提供になると思われませんが、以上のような前提事実を立証すれば、それによって被告がそのような一定の分析方法などを使用して情報を提供したものと推定することが経験則上合理的であるといえるような場合、要するに原告の分析方法、評価方法と、被告が提供する情報等の間に一般的に因果関係があるといえるような場合だと考えられますけれども、以上のような場合に限って立証責任の転換を認めるような制度にさせていただけるとありがたいなと思います。そのような場合であれば、裁判所としまして、推定規定を適用することで合理的な結論を導くことができ、適切に立証責任の転換がなされるものと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

○諸永室長　　ありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、分析方法、評価方法という形で示したいと思っています。文言上どうなるかは法制局などとの調整がございますけれども、7ページ目に示したような事例を列挙するという形ではなくて、それらを包含する概念で分析方法、評価方法といったところを示していきたいと考えています。

2点目のご指摘でございますけれども、まさに先生におっしゃっていただいたところを念頭に置いていますので、ぜひ、例えば逐条であるとかガイドライン、指針のようなものにも、今いただいたようなご意見を付すような形で示させていただきたいと思っています。

○岡村委員長 矢口委員、よろしいでしょうか。

○矢口委員 結構です。どうもありがとうございます。

○岡村委員長 では、野口委員、お願いします。

○野口委員 幾つか確認があるのですけれども、まず3ページのところで、政令で定めるものは、技術上の秘密の範囲をまず定め、明らかな行為を政令で定めるということと理解しております。これはご確認なのですが、8ページの事務局の案では、1つ目の営業秘密の対象となる技術上の秘密の範囲としては、ここに列挙されているものに限定するというご趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

○岡村委員長 事務局への質問ですので、何かありましたらどうぞ。

○諸永室長 まさに10ページ目に示させていただいたような関係です。生産方法に対応するような関係で、分析方法、評価方法といったところを技術上の秘密、対象となる営業秘密に示しています。

○野口委員 では、この8ページに事務局案として、これを技術上の秘密として追加するというふうに記載をされているのは、これを条文に書くという意味ではなくて、あくまでもこれは例であって、実際には技術上の秘密というのは、分析方法、評価方法全てのものを含むというふうに書くというご提案でしょうか。

○諸永室長 そうです。

○野口委員 そうしますと、対象もありとあらゆる分析・評価方法を含み、そして行為として、分析方法または評価方法によって生ずる情報の提供は全て入るということで、かなり範囲が広いものと理解をしています。

そうしますと、もう少し具体的にイメージをお伺いしたいのですが、11ページで事例検討というものをいただいております。例えば上で、血液の成分の分析方法を開発した会社がいるとして、これらの方法とはどの程度具体的なものを指しているのでしょうか。

よく想定されるのは、従業員が例えば転職したとか、もしくは委託先が同じようなことをしたとか、という例が実際には多いと思いますが、血液の成分分析の方法というのは、実際にはプログラミングで何らかプログラムをつくっていると思うのですけれども、そのプログラムを持ち出したということなのか、もしくは、例えばこういう成分に着目すればこういうことがわかるかもしれないというような、かなり上流のアイデアレベルのものを持ち出したという場合も入るのでしょうか。そのアイデアレベルのものを例えば具体化するに当たって、もともとのA社さんとその後のB社さんは、例えば集めたデータも全く違し、実際つくられたプログラムも完全に違うのだけれども、最初のアイデアレベルのところを不正に持ち出されたというふうにA社がいつているというような場合には、結局そこを具現化したものも全部その後つかまえられることになって、具体化したプログラム自体、でき上がったものがA社とB社で全然違ったとしても、それも全部これに入ってくるのかとか、どこまでのレベルで立証の転換がされて差し止めがされる結果になるのかということをもう少し具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○岡村委員長 事務局、ご指摘のあった点について何かありますか。

○諸永室長 まず、前提となっているのは、今回は、行為の使用の推定なので、何を差し止めるかといったところは、今、野口委員がおっしゃっていたようにいろいろなケースがあると思います。それは多分裁判において何を差し止めるかは決まるのであって、使用自身をしたかしないかの推定が今回のところになると思っています。アイデアレベルのものがございましたけれども、それがここで申し上げている、9ページ目などで示させていただいたような差別化の要因であるとか、それが差別化において重要であるとか、そんなところの対象になるのであれば、対象にはなり得ると思いますけれども、それが実際に情報提供しているものといったところも、当然それも明らかな行為の対象にはなりますので、その部分が漠然としているときには、当然働かないことだと思います。何が対象だかわからないみたいなものに関しましては。

そして、差し止めるかどうかといったら、繰り返しになりますけれども、実際にそのプログラムなのか、その方法なのかというところがございましたけれども、それは使用の推定とは別のほかの要素も加味して、裁判において定まるものだと思います。

○岡村委員長 野口委員、今の点について何かありますか。

○野口委員 この9ページのところで、私の危惧としては、例えば特許であれば、アイデアがあって、でも、結局それはクレームで権利になっているものはここからここまでで

すよというのがはっきりしているわけなので、ある程度例えば数値限定から外れていたりとかすれば、営業の自由とかが確保されているとか、そこはかなり明確になっていると思うのですけれども、営業秘密では明細書がありませんので、対象が広過ぎますと、アイデアレベルでの「方法」の営業秘密とはかなり広い範囲になりうると思います。こういうパラメーターに注目すれば、例えば血液から膵臓がんの早期診断ができるのではないかなというような考え方みたいなものが、その後論文とかで公知になればいいのでしょうか。でも、そうでない段階だとしますと、かなり広いイメージがありまして、この9ページのところで、競合他社と差別化要因になるようなものだけだというふうに事務局はおっしゃったのですけれども、それを条文に書いていただけるのでしょうか。

○岡村委員長　　まず、ほかに札を上げておられる方で、今の点に関連してのご意見の方が――では、田村委員。

○田村委員　　野口委員のご懸念もごもっともだとは思いますが、条文の構造上、法律のほうでは、政令に委任する際に、「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為」と書いてありますので、政令でどのような文言になろうとも、この「明らかな行為」というのが要件になると理解できます。

つまり、野口委員のご懸念のような事例に関しては、裁判所のほうで明らかかどうかの判断の中で運用することになると思います。逆に、野口委員のご提案に関する私の懸念というのは、条文の細かさです。今回のご提案の趣旨として掲げられているものには、ガイドラインなどに書かれることを想定しているのではないかとと思われるさまざまな細かな文言があります。例えば競合他社との差別化要因といった文言です。こういったものが政令のほうに入り込みますと、むしろ争点がふえて、この文言は何なのだということが問題となり、かえって審理が硬直化するような気がいたします。

なので、野口委員がおっしゃることは極めてごもっともなご懸念だと思うのですが、そこは、――政令で重ねて書いても構わないと思いますが、どちらにしろ――法律のほうの「明らかな」要件で処理していくのだらうと思います。逆に、ガイドラインに記すような心構えのような文言を多数条文に入れることは、私は、迅速な審理を阻害するといつか紛争をかえって複雑化するような気がいたしました。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

大水委員、今の論点についてのご発言ですね。では。

○大水委員　　ちょっと不勉強なもので教えていただきたいのですが、この9ページの中で「差別化要因となりうる点において共通する物を被告が生産する行為」、あるいはその下のところで、「転用して実際に生産できる物を生産する行為」というのは、原告がこの推定規定を働かせるために、原告側で立証責任を負ってこれを立証する必要があるという意味でここに書かれているということでしょうか。

○諸永室長　　そうです。

○大水委員　　続けてよろしいでしょうか。

○岡村委員長　　どうぞ。

○大水委員　　そうしますと、生産方法だとじっくり来るのですが、これが分析等の提供行為という、どちらかというと表現的なものに近づいてきますと、確かに②のところはかなり広くみえるようになっていまして、これが広いことが立証が容易ということにみえるのか、それとも、何を立証していいというのがガイドラインとしてみえないのかというところは、使ってみなければわからないかなとは思うのですが、いずれにしても、これを立証しないと逆に推定規定が働かないと、こういうことでよろしいでしょうか。そうしますと、原告になる側としては、では、何をというところはガイドが欲しいということになってくるのかなと思うのですが。

○岡村委員長　　この点、事務局から、これはどういう趣旨なのかということだったのですけれども。

○諸永室長　　ご質問いただいたように、原告側が立証していく観点といったところの対象という意味で書かせていただいています。

○岡村委員長　　規定するとスライド9に書いてあるのは、これは政令に規定するという意味なのか、それともガイドラインレベルで規定という意味でしょうか。

○諸永室長　　先ほど田村先生からもご意見いただいていますように、政令には書かずにその他指針やガイドラインとかで明確化を図るという意味で、現在もこの物の生産の部分に関しては、逐条に書かせていただいている部分の文言になります。

○岡村委員長　　大水委員、よろしいでしょうか。

○大水委員　　質問の回答は理解いたしました。

○岡村委員長　　末吉委員、長澤委員は今の点のご質問でしょうか。お願いします。

○末吉委員　　ありがとうございます。

スライドの10番のところで、私の理解なのですが、もともと「技術上の秘密を使

用したことが明らかな行為」、まさに田村先生がご指摘されたとおり、使用したことが明らかな行為というそのユニークさが、ここで政令に書く場合要求されているのですが、分析方法、評価方法、予測方法というのは、それだけではなかなかユニークさはなく、その結果が出てきたからといってユニークだといえないと思うのですよ。恐らくいろいろご質問があるところは、私の説は、政令に書くときに単に分析方法、評価方法、予測方法という構成で書くと、ユニークさが出てこないところに対するご心配というふうに私は理解したのですね。そういう意味でもう少しディテールを政令に書く必要があり、それが生産方法に関する秘密とちょっと違うところではないかなというふうに私は理解しています。

以上です。

○岡村委員長 長澤委員も、この点についてのご発言ではないのですね。

○長澤委員 でも、似ています。

○岡村委員長 では、今。

○長澤委員 私の質問も最初は野口先生と近く、8ページに書かれている事務局案の上の、特定したある方法などはどういう意味をもつのが最初わからず、もともと分析方法、評価方法という大きな枠の中でくくるだけであるという理解をしていたので、ここにこれを書いてある意味を最初に質問しようと思いました。これは、例えば7ページに書かれているものに全部対応しているわけでもないし、7ページと8ページでは矛盾が出ていると思うのです。恐らく「分析」ということと「評価」ということが、もう少し広い意味として条文で書かれていて、しかもそれを使った蓋然性が明らかなものについて、これに対して営業秘密を利用したであろうことを原告側が捉えたことを示して、これは2ページに戻りますけど、その2つの条件を満たせば被告側に立証責任を一部転嫁できるのであろうというように考えました。まず、その理解でよろしいですかというのが1つ目の質問です。

○岡村委員長 その点、事務局いかがですか。

○諸永室長 ご指摘のとおりです。

○岡村委員長 では、それを前提に長澤委員のご質問があるわけですね。

○長澤委員 そういうことであれば、この質問は終わりです。

もう一つの質問は、生産方法の中にA Iのプログラムというものを生産するものまで今回含めようというようなところがありました。6ページ、「使用されるデータそのものを追加するというニーズがあったが、これらのデータは開発された物に不可欠なものであれば、『生産方法』を構成する」と書かれています。あるデータセットがあって、営業秘密

として管理していて、このデータは開発されたものに不可欠なものであれば、生産方法を構成する。ちょっとこの辺の意味がよくわかりません。例えば、カメラで撮った画像に、ある種のテイストがあり、画像にそのテイストを与えるためのデータが仮にあった場合、これは「分析」も「評価」もしていません。データを用いてそのテイストを与えた画像をつくり出すだけです。分析も評価もしておらず、画像を処理しているだけと言えるかもしれません。

そうすると、画像が生産物であれば生産方法の一部として考えられるかもしれないと考えたのですが、プログラムをつくるものと最終的な生産物が画像の場合というのは、生産方法のカテゴリの中に入ってくるのか来ないのかというのを質問したいと思っています。

○諸永室長 政令というよりも、そもそも不正競争防止法の条文自体の話だと思っています。まず、不正競争防止法において「物」にプログラムが含まれています。プログラムの生産に当たるものであればといった意味で、今回AIというふうなプログラムを生み出すものがつくる過程がノウハウであるとする、そもそも今回の政令の話ではなくて、物の生産で生ずる物の生産といったところで、既に対象となっているという意味で書かせていただいている部分で、その中でデータそのものは対象ではないと思っていますのですが、データが方法といった中で不可欠なものであれば、例えば物にいく原材料がすごく営業秘密であってというのと同じように解釈するといったところを示させていただいている部分で、今おっしゃっていたような画像を生むかどうかについてはちょっと違う部分かなと思います。

○岡村委員長 では、長澤委員。

○長澤委員 その画像というのを、例えばプリントアウトして額に飾ったものというのは物ですよね。そのときに使ったデータというのは生産方法ではないということですか。あくまでもモノとしての画像だからということですか。

○諸永室長 画像をつくり出す方法が営業秘密であるとする、プログラムをつくるつくり方がまさにノウハウで、物の生産のノウハウであれば、生み出されたプログラムが物に当たります。画像そのものがといったところが、少しまだ私自身、質問の意味を理解できていないのかもしれませんが。

○長澤委員 画像というのはデータの固まりなので、確かにプログラムではないのですが、プログラムと同じように物としては扱われないということですね。

○諸永室長　　まず、方法の部分が営業秘密かどうかなので、プリントアウトする部分は製品だと思うのですが、データの固まりとは具体的にどのようなものでしょうか。

○長澤委員　　例えば、あるやわらかみを出すための、例えば——あまり営業秘密に近いところは言えませんが、さまざまなデータがあって、そのデータを駆使することによってある風合いの画像が作り出せます。それはプログラムを構成しているわけですけど。だから、最終的な画像はそうではないけど、そのある営業秘密としてもっているデータを使ってプログラムを動かした場合というのは、これはこの対象にはならないと考えていいのですか。

○岡村委員長　　すみません、今のご質問のご趣旨というのは、例えば、にせキヤノンのやわらかさをもったレンズとか、画像処理をつくり出して、例えば特定の外国製品でそういうものがある、画像自体をつくって焼くというのはカメラマンが最終的にはやるわけですね。カメラマンがプリントアウトしたものの自体を問題にされているのか、どこのレベルで問題にされているのですか。ローデータとかそういう段階のもののデータそのものを使用して生産したものとされているのですか。ちょっとご質問のご趣旨を教えてください。

○長澤委員　　画像データとして存在していれば、表示をしてもプリントアウトしても特定の風合いが出ます。その画像データをつくるために、(画像処理で用いるための)あるデータセットが仮にあったとして、そのデータセットを使わない限りこの風合いは絶対に出ないとします。ところが、あるところで誰かがつくったものが、同じ風合いが出ていることに気が付きました。これは絶対あり得ないことだと思っていますが、たまたまその風合いが出ているとすると、あのデータセットが盗まれたかと我々は思います。そう思った場合に、それは今回の推定規定の中には入るのか入らないのかというのがちょっとわからなかったのです。分析はしてないとか、解析はしてない場合ですが。

○諸永室長　　まず、そもそも出口と入り口のインプット、アウトプットは別に、真ん中にあるものはきっとプログラムなのですよね。アルゴリズムなのですよね。アルゴリズムのつくり方のノウハウ……

○長澤委員　　アルゴリズムにかける係数の固まりです。例えば1万個のパラメーターを組み合わせてそのアルゴリズムになった場合に、その1万個のパラメーターのデータセットは営業秘密です。その1万個がなければこの画像の風合いが出ないと仮に仮定したときに、同じ風合いが出ているぞといったときには、営業秘密が盗まれた疑念が湧くのですが、

それを証明することはほぼ不可能に近いのです。そういうものに対して今回の改正が適用できるか、もしくは生産方法という中にそれを入れ込むことができるのかということを経験しています。

○諸永室長　プログラムと一体であるとすれば含まれるでしょうし、プログラムがすごく汎用なものでパラメーターだけというところだとすると、その部分は方法ではないかなと思っています。

○長澤委員　ここで深く話しても難しいので、また別途……

○岡村委員長　プログラムに含まれるならば現行の生産方法に含まれるとは思いますが、原告の立証の前提となっているのが不正に取得されたことというのが前提になっていますので、恐らくその要件でこける場合には、訴訟が前へ進まないというか、この推定規定がなかなか対象にはなりにくいのではなかろうかとは思いますが。

○長澤委員　それは別の問題だと思います。

○岡村委員長　別の問題というよりも……

○長澤委員　対象に入るか入らないかの話を聞いているだけであって、それがなかなかできないとかできるとかという問題ではないと思います。

○岡村委員長　そういう面なら入るのではないですか。ただ、我々は実務でどうなるかということを経験に置かないと、理論上の問題だけでいっても仕方がないということ、矢口委員ではないですが、それもちよっと思いましたので申し上げた次第です。

○長澤委員　どのような営業秘密でも、盗まれたことを立証するのは大変です。ただ、いろいろな証拠の積み重ねで、こういう人が出ていってこの書類がいて、例えば、さっき私がいったデータセットが向こうにあった場合は、これは証明できるわけですから、証明できた上で対象にならないといわれたら困るから質問しているだけです。

○岡村委員長　長澤委員は、入れるような方向で行ってほしいという趣旨でしょうか、というか、今、改正等々でどうなのかということを経験しているわけですから、どういことが望ましいと思われておられるわけでしょうか。

○長澤委員　今回の資料でそれが明確でなかったから、明確にしてほしいといっているだけです。もし入らなければ、入らないという理解で営業秘密として守りながら行使をしますけれども、入るといふことであれば、今度は立証責任の転換が一部可能になるので、それを使わせてもらうという立場であります。

○岡村委員長　わかりました。

杉村委員が前から挙げていらっしやったので、はい。

○杉村委員　ありがとうございます。

論点1と論点2に関しましては、基本的に事務局案に賛成をしたいと思います。ただ、技術上の秘密として分析方法と予測方法を含む評価方法が提示されておりますが、これらの方法は、日ごろ特許に携わっているものからいたしますと、物を生産する方法とは異なり、いわゆる単純方法と称される方法に該当するものだと思います。

単純方法といたしましては、今回事務局様のほうのヒアリングでニーズがあったとされる「分析方法」、「予測方法を含む評価方法」以外にも、機械や装置の「操作方法」、「運用方法」、「作業方法」、「処理方法」などもあり、これらの方法は最近の傾向としては、特許出願されるよりも、むしろ技術的な営業秘密として保持されていることが多くあります。

したがって、これらの方法が将来「技術上の秘密」に追加される余地も今後検討していただきたいと思っております。これらの方法につきましては、当該方法の使用による「結果物」はないものの、例えば、当該方法を記載した「手順書」等も作成されることがございますので、「手順書等の提供行為」を「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」として追加することも考えられるのではないかと考えております。

それから、日ごろ特許に関わっている実務家としての感想を少し申し述べさせていただきます。分析方法や評価方法等のいわゆる単純方法につきましては、企業における任意の秘匿化、特許化等の使い分け・組み合わせが不必要に阻害されないように、特許化による保護とのバランスにも配慮する必要があるのではないかと感じました。特に分析方法、評価方法に関する企業によるグローバルな保護戦略における秘匿化、特許化等の適切な使い分け・組み合わせの必要性という観点からは、例えば秘匿化制度運用の脆弱な新興国等における秘匿化はリスクがある場合も感じておりますし、他方、侵害訴訟にディスカバリーを利用できる米国におきましては、分析方法・評価方法の保護として直ちに秘匿化がなじむともいいがたいように思います。

今回この委員会のマターではないとは思いますが、考える材料をご提供いただきまして、感謝申し上げます。

最初にも申し上げましたように、今回の事務局の提案につきましては、基本的に賛成でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、予定時間がかなり経過しておりますので、大水委員、相澤委員の順でできるだけ

コンパクトにお願いできたらありがたく存じます。

○大水委員 6ページでございますが、まずコンパクトということで、10ページでもいいのですけれども、今回の議論の中で生産方法、それに基づく物の生産というところは、議論の対象外だという認識をさせていただいてよろしいでしょうか。といいますのは、どこにAIが入るのかというような話になりますと、まだここで何ら結論を出すような状況にはないというふうに思っておりますので。

そうしたときに、今度は分析方法という中でAIがどう扱われていくのかというところまでして、データ自体は分析方法ではないという認識で捉えさせていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。ちなみに、その後、例えばディープラーニングの方法などでやった場合には、どこまでが分析方法で、どこまでが分析方法でないものなのかといったところの線引きというものをよく議論していかなければいけないのかなというふうに思っております。

○岡村委員長 では、相澤委員からご意見いただいて、まとめて後で事務局でという形で進めたいと思います。相澤委員、よろしく。

○相澤委員 生産方法というのは極めて限定的に解釈されることがあり、化学・生物学の分野においては、生産方法であるのか、それともそれ以外の生産に欠くべからざる方法であるのか不明確である場合もあると思います。政令で加えることには、その問題を解決する面があると思います。

それから、生物学・化学の分野と電気・電子を一緒に話をすると、その技術的特徴を踏まえた議論ができないのではないかと思います。物の同定というのは、電気・電子では問題にならないかもしれませんが、生物・化学では問題になることがあると思います。したがって、議論を整理した方が良くと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、事務局から何かありましたらどうぞ。

○諸永室長 ありがとうございます。

まず、大水委員からいただいたような、物の生産の部分に関しては、長澤委員からもありましたように物のプログラムにAIが該当するかどうかというのは、今日この場の議論ではないと思いますので、プログラムに該当すれば当たるといふものだというふうに思っています。

そして分析方法に関しましては、相澤委員からもいただきましたけれども、対象物にお

いて皆さんの頭にあるものも少し変わってくるというところがありますので、引き続き検討をさせていただきたいと思います。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

では、またこの点に関しましても、皆様の個別のお知恵をお借りするような形になろうかと思っておりますので、その際には、ご多用のところ、ご協力のほうをお願いできたらと存じます。

では、残された時間もございませんので、そういうような形で事務局案をベースに進めていくということで、方向性そのものはそういう形でやっていくということで、第2のデータ利活用の促進に向けた制度に関する事務局資料等々について、ゲストスピーカーによるプレゼンテーションに先立ちまして、まずはそちらの説明を事務局よりお願いいたします。

○諸永室長　　ありがとうございます。

続きまして、データの提供に関して事例紹介をいただきたいと思っています。それに先立ちまして、資料4についてですが、経済産業省で集め、そして、まさにクラリベイト様などからいただきました、事例を図式化しているものを配付させていただいております。こちらは、データ提供者が左側にございまして、それが例えば契約関係のない人に転々流出した被害事例を、1つ目、2つ目というふうに示させていただいております。

もう1枚のほうの次のページでございますけれども、こちら、契約当事者ではない人間の関与によって他社に提供されてしまったというふうな、実際に侵害事例であったところを模式化しているものでございます。今日クラリベイト様からいただくようなところは、冒頭の1つ目、2つ目と、そしてこのページの上半分といったところでございます。

そして、その2ページ目の下の人体計測データは、これまでも侵害事例でお示しさせていただいたもので、こちらは、今日プレゼンテーションはございませんので私からご紹介しますと、これは人間の寸法、表面データ、製造メーカーに提供していたものに関しまして、製造メーカーが自社のためにソフト開発を外注して、渡す際には、人体寸法データに関しては使用後廃棄してくださいと言って渡したにもかかわらず、その外注先で、実際開発されたプログラム自身がC社以外の会社に提供されたり、ソフトウェアメーカーから人体寸法データ自身も提供されてしまったという事例でございます。このA社さんといった立場からすると、C社とは契約があるのだけどX社に関しては契約に及ばず、非常にご苦労されているという事例でございます。

このような事例を示させていただきましたけれども、今日、この特許の事例であるとか疾患の事例、学術論文の事例をクラリベイト様からご紹介いただきたいと思います。

○岡村委員長 では、ゲストスピーカーのプレゼンテーションとして、室長、プレゼンターの紹介を改めてお願いいたします。

○諸永室長 本日は、実際にデータ提供のビジネスをされています企業として、お二方にプレゼンテーションをお願いしております。まず、一人目のプレゼンターとしまして、独自の特許のクレームを要約したデータベースの提供や特定疾患の領域でデータベースなどを提供されていらっしゃいますクラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社の棚橋様より、データ取引の事例につきましてプレゼンテーションをいただきたいと思います。

それでは、棚橋様、よろしく願いいたします。

○棚橋氏 クラリベイト・アナリティクスの棚橋佳子と申します。よろしく願いいたします。

私どもクラリベイト・アナリティクスという名前は、実は去年の10月からございまして、以前はトムソン・ロイターが科学技術部門としてやっていた科学技術、サイエンス&IP、インテクチュアル・プロパティーの情報を扱っていた部門が、ごっそりトムソン・ロイターから出まして独立した会社でございます。今日の事例になるもとのデータをどのようにもっているかと申しますと、

基礎研究、ディスカバーとして出てくるものを、皆さん科学技術の面では技術になったところからプロテクトしなければいけないということが出てくることもございますし、そして、それをどうやって事業に生かしていくかというところで必要とされるようなデータというものを三本柱でもっております。ですので、それを日本語でどういったデータであるか、データ部分をみていただきますと、きょうのもととなっているものは、いわゆる基礎研究が行われて学会で発表され、それが文献となって論文発表されていく。その文献をもととした学術情報といったもの、そして、それが技術へと発展して知的財産というところで特許が発生し、商標があり、模倣品なども出てくるといった、そういった私的財産権のもの、そういったところをまとめた知財の情報。そして、一番情報というところでビジネスが決定されるのはお薬がつくられる過程、ライフサイエンス情報と呼んでいますけれども、製薬会社とかバイオテクノロジー分野で使われるような情報というものがござい

す。

情報はたくさんあるのですが、その情報にどうやって行き着くか、ちゃんとした情報に

たどり着けるかというところをデータベースにした会社でございますので、特にデータベースというものが私ども今回のところに非常に関係してくるなというところで、今回事例を紹介させていただくのですが、いわゆる特許でありますと、各国の特許発行機関が、特許公報のデータベースというのは普通に公開して載せているわけですね。ですから、公開したデータがここにあるというだけで、特許のデータはただではないかというふうに思われている方もたくさんあると。そこに向かって、特許の情報は各国たくさんあって一気に通貫で検索できるものがないものですから、中国のものであったり日本のものであったりしているものは、全て私ども実は英語にして、そのこつこつと英語にしたものを新規性と進捗性、用途、課題といったところを抜き出して抄録づくりをしているわけなのです。

そういったデータベースをつくっているものと、ただのデータベースと違うのだというところがないと、これからAIなどつくられたときには、AIでこんなことがしたいのだということで作られた中にどんなデータが使われるかによっては、私どものデータもそうした形で使われることは多くなってくると思いますし、そのときに、先ほど来お話を議論されているように、データが隠れてしまうのではないかと、どんなデータを使っているかわからなくなるのではないかと、いろいろなビジネスを考える方々が出てくるのではないかと、この事例に近いものをご紹介していきたいと思っております。

ちょっとここは飛ばしてもいいと思います。つい最近、トムソン・ロイターですずっと出していましたもので、世界のグローバル・イノベーターというのはどこの会社が強いとか、ノーベル賞はどこの誰がとるだろうかというようなことを予測して出していたのが、実はトムソン・ロイターです。それがクラリベイト・アナリティクスでございます。ですので、政府の動向調査などにも利用されているものがございませうけれども、そういったところで使われているデータとしてベンチマーキングとしてあるので、これからここに使われていくものとしてデータが利活用されるべきでありますので、私どもどんどん利用されたいのですけれども、ただ、使う方々によっては、たくさんのデータを一緒に何か、AIなどで使う場合、あるいはご自分の分野だけでこういうものをつくりたいというふうな場合には、通常の契約であるところの、先ほどから示していただきました……

通常は、皆さん法人で契約していただいている場合が多いですので、当然ID、パスワードで契約していただいているデータベースを使っていただきます。そのデータベースを使えるという権利があるわけなのですけれども、この権利があって使える正規取得者という方々と、これをもっと大量に使って何かをしたいのだと思われる方々がこちらに群とし

ていらっしやった場合に、正規で使われる方が取り出して、それを一部ぐらいだったら加工していいだろうとつくられた場合に、このつくった方のものを使って、A' というものを使って、これをある目的に売り出してみたらどうだろうかということ考えた場合に、この使われていることを知らずに使っていく世界が出てくるわけですね。ですので、そのときに、このデータがもとですよということをいえる権利というものを、私ども実はもっていたと思っています。

それから、特許のデータですと、本当に各国のデータ全てありますと非常に大きなものになりますので、それを全て使うということを想定する場合は少ないのですけれども、一部加工してということは、分野のものをつくってみるだとか特定のものというのはあるのではないかと思っています。

疾患領域のデータということで、例えば、がん領域ですよということで非常に魅力的なデータにしてウェブに載せた場合、載せた固まりのデータがあるだけで、これはいいなど、そこに人が集まるわけなのです。ですから、医療サイトを運営するような方々が、このデータをちょっとうまく使ってA' というものをつくって、それを載せるだけで人が集まって、さらにビジネスができるぞとねらっているような方々がある場合があります。そのときに、私どもはよくパトロールをしております、そういうことが行われている例があるなという場合には、これはどこからとられたデータですかということをお聞きして、これは確かにここをたどっていけばこの正規取得者からとったとか、あるいはそうでなくてとったという場合が起きてきた場合には、差し止めをお願いする場合がございますし、従ってくれない人がいるのではないかというのは、探し切れていない人がいるのではないかという意味も込めてここに書いてございます。

もう一つの例としては、「要約データベース」と書いてありますけれども、ここに入ってくるデータはどのデータもあり得るということで、実際はこれは学术论文ですので、大学だとか図書館だとかそういったところでも使われているわけなのです。ですので、契約をしていない方がここに行けば使えるだろうと。調査委託であったり受注したいものがあつたときに、ここに通って少しデータをダウンロードしてきて、それで分析したらいいのではないかというようなことで使ったものをビジネスに使う。この図書館にとっては、研究目的と学内だけですよという形で提供しているものだったにもかかわらず、こういう利用が生じるということになります。

ただ、これも、ここが正規で逆にこの図書館を助ける場としてこのデータを使ってつく

るということで、図書館と契約をもししていた場合は統計分析はやっていいことになりまして、今度統計分析のときだけ使いますよという契約を私どもとしていただいたり、全て契約をしていただければオーケーなのですけれども、契約なくやるということはこの契約範囲内ではないですよということになるわけなのです。

ですので、これから先は利活用ということで、とにかくデータが使われるようにということをお私ども願っておりますので、こういったここでのデータベースというのは、おおよそ私どもがプラットフォームをつかって、それにアクセスをどうぞしてくださいという形で、今ビジネスを法人の方がどっとやっております。そこに、法人の方々がやっている契約があったところに、どんな契約もできるのですけど、工学系の方とか、あるいはある会社であれば、AIをつくれちゃうわけですね。だから、データなんてどれだけでも取り出せるわけです。取り出したところで、それを使うというところにおいては、やはり契約を考えていただきたい。その契約を破って使うと、その孫・孫・孫というのが出てきますので、一番最初にみていただいたような転々としていくときには、もう私どもは侵害のところはなかなか見抜けないという世界になってくると思うという心配があるという話を申し上げたところでございます。

○諸永室長　ありがとうございます。

今日、この場でプレゼンテーションをお二人にいただくところで、侵害の事例に基づいた部分がありますので、侵害の拡大につながるような部分のコメントがございましたら、議事録からは座長と相談しながら削除をさせていただきたいと思っています。

棚橋様、ありがとうございました。

説明に対する質疑に関しましては、この後の説明も終わってから、お二人分まとめていきたいと思っております。

それでは、続きまして二人目のプレゼンテーションでございますけれども、自動走行用の高精度の3次元地図データなどを提供されていらっしゃいますダイナミックマップ基盤株式会社の雨谷様より、データ取引のプレゼンテーションをいただきたいと思っております。

それでは、雨谷様、よろしくお願いいたします。

○雨谷氏　ダイナミックマップ基盤株式会社の経営企画部の雨谷と申します。弊社のデータの取り扱いの事例ということで、簡単にご報告させていただきたいと思っております。

弊社のほうのデータなのですけれども、3次元で高精度、センチメートル級の地図データというものを取り扱っております。こちらに「3次元位置情報による共通基盤」とあり

ますけれども、先ほどの高精度の3次元地図データで、自動走行、防災・減災、社会インフラ、いろいろな用途に使われるベースとなるデータを我々は扱っておるところと、後ほど実際のデータをみていただこうかと思えますけれども、このデータを使った自動走行用の地図の一部、そういったものを整備して、共通基盤として、プラットフォームデータとしてさまざまな方に提供するというようなビジネスモデルでございます。

データの概要を簡単に説明いたします。これは、簡単でございますけれども実際のデータになります。これは首都高をとったデータでございますけれども、後ほどのご理解をいただくために簡単に申し上げます。

これは実際に撮っているカメラ画像でございます。これが一つ我々のもっているデータでございます。実はちょっとこれ、見づらいのでございますが、点々といろいろデータがついていますが、これはレーザー一点群をとったデータということで、これがもう一つ我々がもっている基盤データということでございます。

あと、この線を引いてあります黄色とか青とか、それがレーザー一点群と画像から自動走行用にとっている、自動走行車が読み取るデータとして整備しているということで、先ほど申し上げた基盤データというのが、このカメラ画像とレーザー一点群の画像データというところ。もう一つ自動走行用というところが、この青とか黄色とか緑の看板とか、こういったものが自動走行用のアプリケーションとして用意されているデータということになります。こういったものを我々は扱っているということでございます。

そういったデータを取り扱ってございますが、先ほどの基盤データというところについては、こちらにありますけれども、基盤のデータを自動走行、またインフラ維持管理といろいろな用途に使っているということですが、簡単に示しておりますけれども、これはレーザーの情報とカメラ画像の情報なのですけれども、例えば電線とか電柱の傾きとかいうところをこういったデータで常に確認できるということで、自治体さんにリアルタイムでこういうのを確認いただくというデータにも転用するというので、今いろいろな用途に使っていただくということの検討を進めております。

このデータの開発についてですけれども、弊社のほうでございますが、こちらが弊社のほうでやっているデータの開発、整備というところになりまして、基本的に衛星測位の技術、計測の技術、図化、予防ということで、株主のそれぞれの技術、専門の技術というものを使いまして、センチメートル級の高精度というのを、世界に先駆けて仕様を確立したということでございます。ここで申し上げたいことはもう一つありまして、我々のデータ

は我々のデータだけで商品化するというよりも、ここに「協調領域」と書いてありますけれども、競争領域ということで、別の事業者が何らかの手を加えて最後のエンドユーザーに提供されるというようなビジネスモデルになっております。

現在、我々、全国の自動車専用道路3万キロのデータというのを整備しております。ここにちょっと青く線が描いてある部分でございますけれども、今後一般道ということになりまして、こちらはグレーでいろいろありますけれども、こういった灰色で描いてあるとおり、一般道ということで35万キロあるのですけれども、この整備ということを今後やっていく予定でございます、データ量も増大するとともに、いろいろな用途の拡大というのが見込まれるというところでございます。

こちらは商流ということになっております。今、現在ということで書いておりますけれども、現在、我々の初期整備段階においては、まず開発段階ということでありまして、株主との間で、ここにDMPがおりまして、弊社がおりまして、仕様とか作成のやり方というのを測量会社さんとか地図会社さんに提供して、この測量会社、地図会社で先ほどのデータをつくっていただいて、我々が最後1つ形にして、これをまた測量会社さんとか地図会社さんというところを経由して、最後の自動車会社さんとか公共用とかいろいろな用途に提供していくというような商流になっております。現在ここは、株主というところで今の自動車専用道路というのは作成しているというところでございます。

これが一般道とか自動走行用以外での利活用ということが進むということになりますと、データを技術情報の接受先というのが大幅に拡大してくる見込みでございます、我々が仕様を提供してデータを作成していただく測量会社さんとか地図会社さんというのも、全国にさらに多くの会社に広がるということでございます。あと、我々のデータを提供する先の事業者さんも大きく拡大していくというところで考えております。こういった提供する先が増えるということになりますので、こういったデータ及び技術情報の保護というのが重要な課題に我々としてはなってくるというふうに考えております。

データ・技術情報の保護に対する課題ということでございます。現在、弊社はここ、ダイナミックマップというところでございますけれども、仕様とか作成手法ということをそれぞれに提供するというのを先ほど申し上げさせていただきました。あと、データ自体につきましては、クラウドサーバーを通じてそれぞれの地図会社、測量会社に提供するということになっております。

この課題の1つ、契約による不正防止や防止義務とか、あと、この辺のセキュリティー、

実際の物理的なセキュリティというところについては、既に対策をとって進めておるところでございますけれども、今後こういったいろいろなデータを提供した測量会社さんとか地図会社さん、不特定多数に広く広がることによって、それがリバーズエンジニアリングのところ。あと、こちらに不正な利用ということで、その提供した先の会社さん、もしくは最後のユーザーさんから不正提供というようなことが起こった場合には、現在、我々としては契約上の義務で規制するしかない状況かなというところで考えております。ここに対する対応というところが、我々どこまでできるかということを考えておるといことになります。

最後にまとめてございますが、弊社の3次元高精度地図データの仕様とか作成方法というのは、現時点では世界的にみても先進的というところで、不正利用の防止というのが必須と考えております。特にデータ自体の不正利用だけではなくて、今度データをつくるための技術資料の不正利用とか、そういったことで逸失利益というのが出てくるというふうに考えておりますので、どうやって不正利用を防止するかということの一つ課題と考えております。

また整備範囲拡大、オープンデータ化に伴って、多くの事業者や利用者が出てくるというところで、契約面での義務化だけでは不正利用を防げないというふうに考えておりました、我々はデータを広くプラットフォームとして使っていただきたいと考えておるのですが、こういった不正利用を予防するための課題というのをどうやって解決していくかというのを考えておりますので、法制面での整備というのもお願いしたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○岡村委員長　大変重要なプレゼンテーション、ありがとうございました。

それでは、ただいまの2つのプレゼンテーションについて質疑と意見交換をしたいと思いますけれども、その前にトヨタの近藤委員から、予想される事例ということで資料をご用意いただいておりますので、近藤委員、ご説明をお願いいたします。

○近藤委員　ありがとうございます。

今、2社の方からリアルな事例ということでご紹介いただいたのですが、私からは、お手元の「想定される侵害事例」という資料もとに、データを広くたくさんの方に使っていたらこうということ考えた場合に、思わぬリスクがあるではないかということ想定した事例を紹介させていただきます。

上の想定事例①というのは、正規取得者がデータを取得した後に、これを不正に流通させてお金をもうけようとした結果どんどんこのデータが広まっていった場合に、当然ながらA社からするとデータ提供の機会が失われて、収入、利益が減るというリスクのはあるのですが、それに加えて、一番右に「A社顧客」というところがあるのですけれども、その顧客がどうもA社からデータが漏れているらしいぞ、そんなずさんな管理しているところだったら車を買わないぞと思うようになり、その結果、風評被害に近いのかもしれないですけど、別の事業に影響を及ぼすということも想定できるのではないかなと考えます。

その下の想定事例②ですけれども、これはC社というリアルタイム交通情報提供会社というのがあって、そこに車から生のデータを提供するというようなことをしていった場合に、リアルタイム交通情報提供会社がデータ提供契約が切れた後に、その後でもビジネスをやり続けるために、過去にもらったデータをもとに疑似リアルデータを作成し、あたかもリアルタイムのデータの様に一般の消費者、ユーザーに提供するというをやった場合、ユーザーがそのサービスについて何かおかしいぞ感じた時にA社のデータがおかしいのではないかと疑うことになり、データの信頼性というところにも傷がついて、結果このデータビジネスというのはおかしいのではないかとというようなところにも発展しかねない、という懸念を説明する資料でございます。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

では、先ほどのゲストスピーカーお二人のプレゼンテーションと近藤委員からのご説明につきまして、質疑と意見交換に移らせていただきたいと思います。

なお、今回は、今いただきましたプレゼンテーションに関する意見交換、質問が目的でございますので、前回までに事務局から提示されていた論点に関しましては次回が検討の日程となっておりますので、次回にご議論いただくことというように整理していただきたく存じます。

また、各出席委員の皆様、最低限一言ずついただきますようお願いしたく存じますので、まだ発言しておられない委員の皆様におかれましては、優先的にできるだけご発言のほうをお願いできればと存じます。では、よろしく願いいたします。

では、池村委員、お願いします。

○池村委員　　ありがとうございます。

棚橋様、非常に有用なプレゼンテーションありがとうございました。非常に参考になりました。

侵害事例ということでも参考になったのですが、この後また論議になりますオープンデータという観点で質問させてください。特許情報そのものはオープンなもので、それでクラリベイト社さんご自身で翻訳される、あるいは抄録をつけられるといったようなところで新たな価値をつけられて、それが価値を伴ったデータになっているかと思うのですけれども、例えば、ある定義をされた区分でソートし、検索しやすいようにするというところでデータに価値をつけるというようなこともされているかと思えます。どこまでを自社で守りたい価値あるデータと考えられているか。その際に、抄録につきましては自社でつくられているものでしょうか、それとも特許の要約そのものを載せられているものでしょうか。それをまずお聞きして、次に、最初にお聞きした自社で守りたいところ、データについての価値をお教えいただければと思います。

○岡村委員長　では、よろしくをお願いします。

○棚橋氏　プレゼンテーションの中で、少しDWP I データベースの作成というところを飛ばしてしまったので。こちらに絵で載せさせていただいたのですが、公報として出ているデータが特許ではございません。そちらがオープンデータだと思います。それは誰も使えるデータなのですが、それに加えて、特許公報を実際に読んで、全く違った私ども独自のタイトル、それから抄録をつけております。抄録のほうは、付加価値をつけるという意味においては技術の内容がわかって、技術の内容がわかっても隠している特許もあつたりしますので、そこに新規性のところをあえて浮き出させて、ちゃんと新規性を書き、用途を書き、課題を書くということを改めて書き下しているというデータになります。その部分は実は守っていきたい価値だと思っております。ただし、これから先、AIなどで全部使いたいという場合もあると思うのですね。

ですから、今までのデータベースとして提供するというものと、全く別なことが出てくるという想定もビジネスの上ではしております。その場合においては、そこと契約した上でちゃんとした契約ビジネスがあると思っているのですが、そういうものがないと思って使われる方々があえて隠れて使うというのを、できればこういった場で法律的にも守っていただきたいなと思っているところですし、オープンデータとオープンデータでないところが一般の使う方々にとってわかりにくくなっているというのも一つの問題かとは思っています。ですから、そこをできるだけ明らかにするということがどういうことかという

ことも社の課題だと思っております。

○岡村委員長 池村委員、よろしいでしょうか。

○池村委員 ありがとうございます。

では、春田委員、続きましてお願いします。

○春田委員 丁寧なご説明ありがとうございます。

私、働く者の立場から少しお聞きしたいのが、データ技術情報の保護という観点から、内部の中でも非常にオープンデータ化されている部分と営業秘密としてクローズ化されている部分というのがあるかと思えますけど、そのあたりのデータを取り扱う部署、または従業員のこういった意味での理解、そこで何か社員教育などで力を入れている点があったらお伺いしたい。また、逆にそういったことで内部でのデータ保護ができてない部分があったなど、そういった事例で何か反省すべき点などあれば、少しお伺いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○岡村委員長 では、お願いします。

○棚橋氏 どうしても私ども扱っているデータが、論文といたら本当はかなりオープンなものですし、特許も公報として出てしまっているものですので、そのデータとどう違うのかということは必ずお客様から問われることが多いので、そこの教育はかなりやっております。ですから、私、きょうここに呼ばれたのは、かなり特殊性があるなと思っているのは、普通にあるデータが、逆にたくさんのデータがあって、そこに行き着くのに、どういう方法であれば一番時間をかけずにちゃんとした必要な情報が手に入るかということが情報の世界はかなり難しいわけでごさいます、そののところをもっているデータであるという教育を社内にもしておりますし、それをお伝えしなければいけない立場であるというところでビジネスをやっていると思っております。

○岡村委員長 春田委員、よろしいでしょうか。

では、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

今日、実はここに来る前に幕張メッセのIoT推進コンソーシアム総会とCEATECに参加してきました。まさにものが皆つながるコネクティッドインダストリーでのデータ利活用をどうするかということで、物すごい数の、日本だけでなくインドや台湾や韓国などのいろいろな国から参加されている熱気のみてまいりました。本日の会議も、データ利

活用促進のためにいかなる制度整備をするべきかというお話であり、具体的な改正については次回ということなのですが、いただいたプレゼンは、すなわち立法事実としてどのようなものがあるかということの勉強だと思っております。

もうご案内のように新たな情報財検討委員会の報告書では、既存の著作権法や不正競争防止法に基づく営業秘密保護制度による保護が及ばないデータの保護についてどうするかということを議論しまして、結論として、物権的な権利を設定するアプローチは現時点では望ましいとはいえないというとりまとめをし、これを受けて、営業秘密小委員会の中間とりまとめでも今後の検討においては、行為規制の新設によって実質的に排他的権利によるデータ保護と同様の結果を招かないように留意する必要がある、とまとめたところだと思います。

その点で考えますと、本日のクラリベイト・アナリティクス様のデータベースというものは、英語に翻訳するところ、また、先ほどおっしゃったようなかなり独自の創作性のある抄録を作成なさっているという点で、十分著作権の保護が及ぶところだと思いますし、それについて実際に違法な模倣がされている場合には、パトロールなさって差止め請求もされているということでもありますので、これは著作権法による規制が及んでいるケースではないかと思えます。

また、まさかデータベースの利用者の成果物に対してまで権利行使なさるというおつもりはデータベースサービス業者としてないと思われまますので、現時点での保護としては、著作権法による保護ないしコンテンツ系については、不正競争防止法2条7号の技術的制限で、ゲーム会社にしてもビジネスソフト会社にしてもそれによる保護で対応されているわけですから、そういった対応、あとは契約対応というのが真つ当なのではないかと思えます。

それからダイナミックマップ様の件ですが、本日もCEATECでファナックとか各社の展示をみてまいりましたが、まさに欧米では、オープンデータの中でつながるということでの新しい市場開拓をされているところでもあります。欧米においても、現状では、ビジネスモデルの確立していない中では契約の高度化とかガイドラインなどのルールメイキングで対応しようというところを議論しているところでもありますので、こういった地図データなどのあり方については、現状ではそれがふさわしいのではないかと思えます。

最後に、トヨタ様からご紹介いただいた侵害事例のケースなのですが、まさに第三者提供禁止の約束をしている、個人情報やプライバシーにかかわるような情報であれば、これ

は営業秘密としての保護の及ぶべきところでありまして、また、想定事例②のように、それをトヨタ様の著名な会社名をかたって詐欺的に商売するようなケースについては、不正競争防止法の著名表示の保護ですとか、または刑法の詐欺などのほかの既存の制度による保護で対応できるのではないかと考えております。本日の前半の議論にもありましたけれども、前回の改正で、営業秘密の秘密管理性の要件の解釈については、秘密管理の対象であることが認識できるような客観的な措置を講ずるということを明確化させておりますので、その指針、ガイドラインレベルのことが現実に普及していけば、今回のこの会議の議論で懸念されているような大半の状況というのは、営業秘密の保護で足りるのではないかと考えております。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

今、ご意見でもありご質問でもあるようなことが3者に対して林委員のほうからありましたけれども、まず棚橋さん、今、林委員がおっしゃることによれば、棚橋様の会社の部分は著作権法で賄えるから、それで足りるのではないかというようなご趣旨だったわけですが、それについて何かご意見ございますでしょうか。

○棚橋氏　　ありがとうございます。

確かにユニークなところがあるところは、そういったところで著作権的なところを主張していけると思っておりますけれども、この先、オープンサイエンスだとかほかのデータと結びつけて新たなものをつくるということがいっぱい行われていくと思うのですね。その過程においては、ある程度試験的にやってみて、それでプロトタイプをつくってみて、だったらもっといろいろなデータを使ったらいいのではないかというときに、それを行う主体の会社さんが私どものデータをもっているとかであったら、いいと普通は考えられると思うのですけれども、一応契約書によっては、全く同じようなデータベースをつくってはいけないというようなことも私どもお願いしているので、そのつくってはいけないというのは、先ほどの成果物といったものとはまた別で、同じようなデータを使って何かをするときは、また契約をしてくださいというお願いをしているのですね。

ですから、契約に基づいてやっていけば、これも著作権と同じで、こちらが使っていらっしゃる言葉をそのまま使いたいのですが、契約書以外のことをやってはいけないという場合の図利加害目的というのでしょうか、いわゆるこういった形でデータベースをつくって使ってくださいといった一般の使い方と違う使い方をする場合というときには、それが

正規の使い方であるかどうかということがあって……

○岡村委員長　すみません、恐らく契約目的外の利用というようなことで今おっしゃっているのですね。

○棚橋氏　そこだけは解決するのですが、孫・孫になっていくときにわからなくなっていく世界がこれからはあるのではないかと心配をしているところだけ申し上げておきます。

○岡村委員長　次に、雨谷さんのところに関しましては、オープンデータというのが今の時代にふさわしいのではないかというご趣旨だったようですが、その点について何かご意見ございますでしょうか。

○雨谷氏　我々もオープンデータであるべきだと思って、基盤的に扱っていただくということでそう考えておるのですが、ただ契約上、オープンデータといえども目的に対してオープンで使っていただくという形になると思うのですが、それを契約に反している使っていき、またはデータを不正に転用していくということについては、何らかの措置というか、これは自社としても何らかとっていかないといけないというところでおるという次第です。

以上です。

○岡村委員長　恐らく林委員がおっしゃったオープンデータというのはそうではなくて、オープンソースソフトウェアに係るような、みんなで自由に共有すればいいのではないかというご趣旨ではなかったでしたっけ。

○林委員　そのおまとめの部分は一部正解ですけれども、申し上げたかったことはもうちょっといろいろあります。

○岡村委員長　どうアンサーすればいいか、なかなかわからない。

○林委員　私、意見として申し上げましたので、特に個々の方からのご回答をお願いしているわけではありません。

○岡村委員長　ただ、ご意見があればということ、せっかく来ていただいているので、そういうことを考えております。よろしいですか。

それと、ご指名というか、質問という趣旨ではないのでしょうかけれども、近藤さん、トヨタさんに関しましても言及がありましたので、もしご意見ございましたら。

○近藤委員　そもそも走行データについて、不正競争防止法の秘密管理性が認められるのが難しいとされていると理解し、現行の不正競争防止法ではここは十分カバーされてな

いと認識しておりました。

○岡村委員長 では、あと大水委員、相澤委員の順番で。

○大水委員 プレゼンテーションありがとうございました。

雨谷様、ちょっとお悩みをもう少し詳しく共有していただければ、この後の議論が考えやすいかなと思っておりまして、7ページのところで「リバースエンジニアリング、悪意を持った不正提供に対する有効性のある対策は、現時点では確立していない」というふうにおっしゃっていらして、これを出す先というのが、恐らく自動車会社さんはそういうことではないだろうと思うのですけれども、それ以外のところで、どれぐらい幅広く、浅くディストリビューションをされるような、あるいはデータのどの部分をとか、そういった中で特に念頭に置かれているご懸念点を幾つか事例でご説明いただければなと思うのですけれども。

○岡村委員長 では、もし差し支えなければお願いします。

○雨谷氏 ちょっとお答えいたしたいと思います。点群の情報等につきまして、これを不正に使っていくということになると、それを使って自分たちでサービスをできる人たちも出てくるのかなというのがあります。そういう懸念をもっておりまして、その辺を防止していきたいというふうに今考えているところでございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

○大水委員 そのときに、出し方というか、どの部分だけをオープンにして、どういう形でオープンにして、この部分はクローズにしてというようなところは、恐らくデータを提供するに当たっては、我々などでも実際に苦労しているところなのですけれども、そういったことをなされた上でもやはりご心配だというご趣旨でございましょうか。

○雨谷氏 我々の製品の特性上、先ほど申し上げたとおり、我々が最終製品にするわけではなくて、必ずどこか業者さんを通じて商品化する方がいらっしゃるって提供するということになる、ある程度我々のデータの扱い方とか、そういうのもオープンにしていかなきゃいけない部分もある中で、それをどういうふうに保全していくか、データの保全をしていくかというところが一つ課題だと思っております。例えば、ツール化してクローズにするとかいう対策はとったりはするのですけれども、どうしても業者さんに渡さなきゃいけないデータが出てきますので、そういうのが不正に第三者に渡っていくということを何とか避けたいというのがございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、相澤委員、よろしく申し上げます。

○相澤委員 データのクリエイビリティというのは非常に重要だと思います。両社さんが提供されているからデータにクリエイビリティがあるのであって、その情報の一部を第三者が盗用して提供しても、利用者は使用して使用できないのではないかと思います。とすると、情報の盗用にどのビジネス上のリスクがあるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○岡村委員長 よろしいですか。

○雨谷氏 そこについては、我々のデータからいくと最新性というか、そこはアプリケーションによって変わってきているところがございます、さっきの電柱とかそういうのも、例えば場所によっては2年に1回とかとなると、古いデータでもある程度役に立つ。

あと、さっきちょっと申し上げなかったのですが、用途として、災害が起こったときの例えば法面というか復旧に使うとか、そうすると、別にもうちょっとスパンがあってもいいということで、古いデータでも決して役に立たないというわけではないということが出てくるかなと思うので、ケース・バイ・ケースかなというふうに思っております。

○岡村委員長 私からも一言だけお聞きできればと思うのですが、例えば福岡駅前で道路が地盤沈下したようなことがありましたよね。ああいうような場合にはすぐに反映されるとか、そういうような形になっているのでしょうか。

○雨谷氏 道路に関しては、少なくともああいうことがあったときには、すぐにデータとして作り直すということにはなっております。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、野口委員、お願いします。

○野口委員 同じように、私のほうもダイナミックマップ基盤株式会社様にお尋ねしたいのですが、ここで挙げていらっしゃる懸念というのは、現在あるというよりは、今後ビジネスが拡大していく中でこういうことが想定されるので、あらかじめ対策を打っておいたほうがいいのではないかと、こういうご趣旨とご理解すればよろしいでしょうか。

○岡村委員長 いかがでしょうか。

○雨谷氏 ご指摘のとおりです。

○野口委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 では、長澤委員、お願いします。

○長澤委員　私も非常に短い質問で。トヨタさんの資料をみせていただくと、正規取得者と思われる人が明らかに悪意をもってそれをビジネスに使っている例なのですが、同じくダイナミックマップさんの中で出てくる地図会社さんとか許諾先企業さんが悪意を持って行う行為を止めることを止めたいということでしょうか。リバーズエンジニアは明らかに知っていて悪意をもってやっていることだと思うのですが、これらのエンティティーがやることというのは、基本的に悪意なもの、故意なもの、これも主観的で非常に難しいのですが、それを止められれば、かなり被害がなくなるとお考えでしょうか。悪意がなくてたまたま漏れていったものというのは認識されていないのでしょうか。

○岡村委員長　いかがでしょうか。

○雨谷氏　今現時点において我々が最も気にしているのは、悪意をもったものというふうに考えております。

○長澤委員　ありがとうございました。

○岡村委員長　では、池村委員、お願いします。

○池村委員　棚橋様にもう一度お聞きしたいのですが、先ほど特許のほうの話でしたが、その後に特定疾患のほうのデータベースについてお話しされて、こちらのほうは、オープンな論文情報とかそういったものにいかに効率よくたどり着くかといった価値づけをされているというふうに理解したのですけれども、そうしますと、先ほどのような翻訳であるとか読み込んで抄録づくりをするとか、そういったことではなく、データ自体は全てオープンなもので、たどり着くその集め方に価値を置かれている、そういう理解でよろしいでしょうか。

○岡村委員長　お願いします。

○棚橋氏　ベンチマークとなるものを発表していて、それが各分野ごとにあるのですけれども、その分野のベンチマークをうまく使って何かをしようとする方々になりますので、オープンではないデータです。つまり、私どもは一応価値づけしてランクづけして、そのランクをもって発表しているというところがございますので、これはオープンデータを扱っているというだけではございません。

○岡村委員長　池村委員、よろしいですか。

あと河野委員、何かご質問とか。

○河野委員　ありがとうございます。

伺いたかったことは皆様からの質問で出ているのですけれども、1つだけ。基本的には

契約違反に関するお話が多かったように思います。契約違反であれば、素人的に考えますと、そういう相手とは契約を切っていく、相手を選んでいくということで不正使用に対応できるようにも思うのですけれども、それを超えて不正競争行為として規制をしなければいけないというような、そのくらいの危機感というか肌感覚がおありかどうかを伺えればと思います。

○岡村委員長　では、お二人どちらからでも、あるいはどちらか一方でも結構ですけれども。

○雨谷氏　では、私のほうで回答差し上げますけれども、契約を切っていくと確かにおっしゃるとおりかなと思うのですが、一方で、このデータをいろいろな将来のサービスに使っていくと、使っていただきたいという思いもある中でいろいろな方に使っていただくのですけれども、結構データとしての価値というのは、世の中は余りちゃんとまだこういうのが整備されていない。我々のデータとしてだけ申し上げると、こういったデータ、3次元のデータってまだないもので、価値が高いと思っています。そういったものをオープンに使っていきたいと思っている中で、いろいろなところで契約違反みたいなのが出てくると、頻度にもよるのかなと思うのですけれども、契約を切れればいいですというのは、契約違反が見つかるかどうかという問題もあるかなと思ったりしながら、我々が契約違反を見つけられるかどうか。難しい質問なので何と答えようかなというところがあるのですけれど、契約を切っていくということも一つの対策かと思うのですけれども、何らかの対策というのは、また別の形での法令面での対策というのも一つ、我々としては助けていただきたいなと思っている次第です。

○岡村委員長　ちょうど会議の終了時間が来てしまいました。また例によって、言い足りなかったこと等々は、メールあるいは直接知財室のほうで委員の先生方の意見を別途いただくということでお願いいたしまして、最後に、J E I T Aさんから刑事規定の導入に関する意見書が提出されているということでございますので、簡単に事務局からご紹介いただければと存じます。よろしく申し上げます。

○諸永室長　資料3以外に、参考資料1、2、3をご説明させていただきます。

まず、参考資料1に関しましては、一番右側の部分で、取得時善意の適用除外を、前回までの2と3、第2回、第3回の図に加えて、1つ更新している部分でございます。

もう一つ参考資料2で示させていただいている部分は、これは図利加害といった指針などで明確化をいただきたいというご指摘をいただいておりますので、そちらのほうの当たる

例、当たらない例を、委員の方々のご意見などをいただきながら更新をしている部分でございます。こちら、また引き続きコメントなどをいただきながら、より充実を図っていきたくて思っていますので、本日、公開をさせていただきました。こちらの資料も、後ろに過去の営業秘密などの凡例も載せさせていただいておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

そして、今、座長からご紹介いただきましたこの委員会に対してのコメントといったところで、J E I T Aさんからいただいている資料がございますので、参考の3でご紹介させていただきます。

こちら前回、林先生、末吉先生からいただいた部分と同様でございますけれども、管理侵害行為に対する刑事罰の導入に関して、時期尚早で反対するというコメントを文書でいただきましたので、この場でご紹介させていただきながら、ホームページなどでも公表していきたいというふうな形で今日ご紹介させていただきました。

以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、最後に2点。1点は、今回の書類の委員限りあるいは机上限りの別について、もう一度簡単をお願いしたいのと、今後のスケジュールについてお願いすると、この2点をお願いいたします。

○諸永室長　　ありがとうございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、本日の資料、公表・非公表の扱いに関しましては、近藤委員からご提出いただいたものに関しましては、この場限りの資料といった形で資料の取り扱いをさせていただきながら、こちらの資料一覧からも落とさせていただいております。その他の資料に関しましては、参考資料3、本日初めてご提示したものでございますけれども、こちらは速やかに公表をしたいというふうに思っています。あと、議事録の作成に関しましては、繰り返しでございますけれども、侵害が拡大するような部分がございますら、発言いただいた方、そして座長と確認をとりながら、適宜削除などもさせていただきたいと思っております。

次回以降の日程でございますけれども、第6回が10月25日、第7回を11月2日で開いていきたいと思っておりますので、それまでの間、また委員の方々、ご意見や事前説明へのご対応、よろしくをお願いいたします。

○岡村委員長　　それでは、以上をもちまして産業構造審議会不正競争防止小委員会第5

回会合を閉会とさせていただきます。大変長時間にわたり、本日はご審議ありがとうございました。

——了——